

次世代の基盤空間情報整備（NEXT-GIS）に関する

論点整理

平成 17 年 12 月 21 日
測位・地理情報システム等推進会議

1. 基盤空間情報整備の現状と課題について

- (1) 基盤空間情報(様々な主題情報を空間上の位置に対応づけるために多くの主体に共通・頻繁に参照される基盤的な情報)の整備をとりまく基本状況をどう認識するか。

基盤空間情報整備の進捗状況を基本的にどう認識するか。

ユーザー側のハード・ソフトの利用環境の整備状況をどう認識するか。

GISの飛躍的な効率化・高度化の可能性やさまざまな用途への活用のニーズをどう認識するか。

基盤空間情報整備の推進についての国家政策としての重要性や意義をどう認識するか。

- (2) 基盤空間情報整備の現状と課題をどう認識するか。

当面の、基盤空間情報整備の基本的課題は何か。

様々な主体による測量成果の利用についての、現状と課題は何か。

- ・既存の成果を相互に有効活用
- ・最新の成果の入手
- ・各種の空間情報の重ね合わせ など

2. 次世代の基盤空間情報整備（NEXT-GIS）の基本方針について

- (1) 基盤空間情報を公共財として位置付け、公的機関が無償または廉価で提供すべきとの議論をどう考えるか。

- (2) 基盤空間情報の整備方策の具体的なあり方をどう考えるか。

具体的な整備対象(精度、対象地域、情報項目等)はどうか。特に、1/500相当の情報整備の推進についてどう考えるか。

電子納品の義務化、既存のアナログデータの電子化についてはどうか。

基盤空間情報の技術仕様の標準化や法定仕様の義務付け、各種情報間の整合についてどう考えるか。

その他に考えられる具体的整備方策があるか。

(3) 基盤空間情報の利用者へのワンストップ型提供システムを導入すべきとの議論をどう考えるか。

基盤空間情報については、国の責任で利用者へのワンストップ型提供システムを設けるべきであるとの指摘をどう考えるか。設ける場合には、どういった提供システムが考えられるか。

以上のような機能の担い手のあり方について、どう考えるか。

利用者への具体的な提供手続等をどう考えるか。

- ・ 著作権法の適用関係はどうなるのか。また、基盤空間情報の利用・提供手続等について、どのような仕組みとするか。
- ・ 対価の徴収についてどう考えるか。

(4) 民間の測量成果の品質認証制度についてどう考えるか。

以 上